

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和元年6月10日（月）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和元年度3回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和元年6月10日(月)午後4時00分から午後5時02分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について

(3) 議案第3号 中間管理機構事業(農地利用集積計画)に係る意見決定について

(4) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について

(5) 報告第2号 許可不要転用届について

2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 川端 哲男

2番 河北安之助

3番 磯部 一輝

4番 堀川 眞助

5番 本田 和寛

6番 内藤 文紀

7番 宮村 澄孝

9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(1人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 敬一

2番 坂本 哲也

3番 上田 幹雄

4番 新川 栄二

5番 大竹 計理

6番 山下 芳廣

7番 紫藤 淳

8番 古庄 隆光

9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員(0人)

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 西山 昌憲

農地集積専門員 高山 勇

令和元年度第2回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中9名の出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。
- 会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。
- 事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。
- (賛同の声)
- ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に2番 河北委員 4番 堀川委員をお願いします。
本日の会議書記に事務局職員の西山さんを指名します。
以上で、日程第1を終わります。
- つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書の1ページ、番号1について説明いたします。
- 申請地及び転用面積等は、議案書のとおりです。
転用目的は、月極駐車場の設置に係るものです。
権利は、所有権の移転（売買）です。

この議案につきましては、現地調査を6月3日（月）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と第3種農地と判断しました。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて、検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は駅を中心とした円で囲まれる区域の面積に占める宅地面積の割合が40%以上（700m）の第2種農地と、学校、保育園から500m以内で水道、下水道等の2種類以上の管が埋設されている道路に面している第3種農地であり、転用可能です。また、第2種農地が含まれますので、代替性の検討が必要となり、今回の申請にあたり農地以外の土地も検討されましたが、条件に合わず、今回の申請地となったとのことであります。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

6番農業委員 第1号議案の番号1について、6番農業委員が説明します。
本申請地は、光の森地区に隣接しており、南側道路、西側・北側・東側宅地の農地であり、近隣は市街化の進んでいる地域です。周辺に影響を受けるような農地はありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何か意見はありませんか？

7番農業委員 第2種農地の判断に当たって、40%以上の宅地化率を算出しているとのことだが、地目や面積に関するデータは、税務課が保有しているのか？

事務局 法務局から定期的に登記に関する通知が税務課にあり、その登記情報を基に、拠点（今回の場合は、三里木駅）から申請地を含む半径700m以

内の地目と面積から宅地化率を算出しています。

議長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和元年6月3日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書P2～P4をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が11件の23筆で合計面積36,408㎡です。計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

議長

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第2号議案の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農地利用集積計画）について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より令和元年6月3日付けで、中間管理機構事業の農地利用集積計画についても意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件3筆で合計面積3,771㎡です。
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第3号議案の中間管理機構事業の農地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号については、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は6件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

1番農業委員

報告第1号の番号5の案件について、申請地の面積はここに記載のあるも

のだけか？

事務局 今回届出があったものは、当該事業地内に農地として残っている部分のみであるため、事業面積全体の中の一部となっています。

議長 他にありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号は、許可不要転用届出でございます。
申請者及び詳細は議案書のとおりです。
転用目的は道路改良事業に伴う道路用地としての所有権移転です。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後5時02分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和元年6月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人